

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

児童福祉法施行令一部を改正する政令（平成28年政令第187号）、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第82号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示（平成28年厚生労働省告示第185号）が別紙のとおり公布され、平成28年4月1日から施行することとされたところである。その主な内容及び施行期日について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 改正内容

- ・ 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童、通所給付決定保護者の児童であった者のうち当該通所給付決定保護者と生計を一にする者及び通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属（当該通所給付決定保護者の児童及び当該通所給付決定保護者の児童であった者を除く。）のうち当該通所給付決定保護者と生計を一にする者をいう。）が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行う。
- ・ その他所要の改正を行う。

2 施行期日

平成28年4月1日